

# 利用者のために

## 編集の概要

本書は平成16年度に実施した作物統計調査（指定統計第37号）及び特定作物統計調査（承認統計）のうち普通作物、飼料作物及び工芸農作物調査の結果を主体として編成し、さらに、累年統計及び関連統計についても収録したものである。

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

この調査は、作物の生産に関する実態を明らかにし、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく食料・農業・農村基本計画において策定された食料自給率や生産努力目標の達成に向けた各種施策の推進、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）等に基づく行政価格等の算定、農業災害補償法（昭和23年法律第109号）等に基づく共済事業の適正な運営などの農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

### (2) 調査の組織

調査は農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて行った。

### (3) 調査期日

ア 水稲	(ア)作柄概況調査	7月15日・8月15日現在及びもみ数確定期（9月10日現在）
	(イ)予想収穫量調査	10月15日現在
	(ウ)収穫量調査	収穫期
イ 水稲以外	収穫期	
ウ 作付面積	(ア)麦類、れんげ、イタリアンライグラス	4月1日
	(イ)水稲、果樹、茶	7月15日
	(ウ)かんしょ、豆類	9月1日
	(I)陸稲、そば、飼肥料作物	収穫期
	注：北海道の麦類、イタリアンライグラス、豆類については、7月1日調査	
エ 被害	農作物に重大な被害が発生したとき	

### (4) 調査方法の概要

#### ア 水稲収穫量調査

水稲については、都道府県ごとに以下の方法で調査を行った。

##### (ア)作況標本筆の抽出

耕地を約2ha（北海道は約10ha）の区画（「単位区」という）に区切り、水田を含む単位区の全体（調査母集団）から、「標本単位区」を無作為に抽出した。さらに、抽出した標本単位区の中から実測を行うほ場（作況標本筆）を無作為に抽出した。

##### (イ)実測

作況標本筆の対角線上の3カ所を実測調査力所とし、収量の実測調査を行った。

##### (ウ)推定

実測により得られた作況標本筆別の10アール当たり収量を作付面積により加重平均して全体

の10アール当たり収量を推定した。これを、有意に選定した代表的な作柄のほ場(作況基準筆)の実測結果及び特異な被害が発生した際に設置する被害調査筆の実測結果を基準とした巡回による作柄や被害の見積りによって補完した。

#### (I) 収穫量

作況標本筆の刈取り調査結果から推定した10アール当たり収量に作付面積を乗じて収穫量を求めた。

全国の作況標本筆数及び調査結果の精度は次のとおり。

区分	作況標本筆数	標準誤差率(%)
10a当たり玄米重	10,284	0.14

注: 標準誤差率(%) = 標準誤差 ÷ 推定値 × 100

#### イ 水稻以外の収穫量調査

水稻以外については、関係団体に対する面接調査及び作況基準筆調査の結果を基準とした巡回・見積りの方法により調査を行った。

#### ウ 気象データの収集

気象庁から、気温、日照時間、降水量等の気象データを収集し、収穫量調査の基礎資料とした。

### (5) 統計の表章範囲

#### ア 全国農業地域の区分とその範囲

本書に掲載した統計の全国農業地域の区分とその範囲は次表のとおりである。

また、本書の累年統計表にあっては年次によりその表章範囲が相違する場合は、その旨を脚注に記載した。

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注: 東北、北陸、近畿及び九州の各地方農政局管内の所属府県は、全国農業地域の所属府県と同じである。

#### イ 北海道の区分とその範囲

北海道の表章区分の内訳は次表のとおりである。

表章区分	地域名	区	域
札幌	石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩支庁管内	

札幌 (つづき)	空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、空知支庁管内
	上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、上川支庁管内
	留萌	留萌市、留萌支庁管内
函館	渡島	函館市、渡島支庁管内
	檜山	檜山支庁管内
	後志	小樽市、後志支庁管内
	胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振支庁管内
帯広	日高	日高支庁管内
	十勝	帯広市、十勝支庁管内
	釧路	釧路市、釧路支庁管内
北見	宗谷	稚内市、宗谷支庁管内
	網走	北見市、網走市、紋別市、網走支庁管内
	根室	根室市、根室支庁管内

## 2 定義及び基準

作付面積	非永年性作物（米、小麦等）をは種又は植付けし、発芽又は定着した作物の利用面積である。																
栽培面積	栽培されている永年性作物（茶等）の利用面積である。なお、作物統計調査における永年性作物の栽培面積は平成13年までは8月1日、平成14年からは7月15日現在において調査したものである。																
摘採面積	茶栽培面積のうち、摘採した実面積である。																
収穫面積	こんにゃくいもにおいては、栽培面積のうち生子（種いも）として来年に植え付ける目的として収穫された面積を除いた面積をいう。 さとうきびにおいては、当年産の作型（夏植え、春植え、株出し）の合計面積のうち実際に収穫された面積をいう。																
収穫量	収穫・収納（収穫後、保存または販売できる状態にして収納舎等に入れること）された一定の基準（品質・規格）以上のものの量をいう。なお、収穫前における見込み量を予想収穫量という。																
作柄表示地帯	地域行政上必要な水稻の作柄を表示する区域として、都道府県を水稻の生産力（地域、気象、栽培品種等）により分割したものである。																
年産区分	収穫量の年産区分は原則として収穫した年（通常の収穫最盛期の属する年）であり、暦年をもって表す。よって、作業、販売などの都合により収穫が翌年に持ち越された場合も翌年産とせず、その年産として計上した。																
10a当たり収量	実際に収穫された10a当たりの収穫量をいう。（農家が収穫を放棄した場合は除く）																
10a当たり平均収量	作物の栽培を開始する以前に、その年の気象の推移や被害の発生状況などを平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の度合いや作付変動等を考慮して、実収量のすう勢を基として作成したその年に予想される10a当たり収量をいう。																
10a当たり平均収量	直近7カ年の実単収のうち豊凶の各1年を除いた5カ年の平均値とする。																
作況指数	作柄の良否を表す指標のことをいい、10a当たり平均収量に対する10a当たり収量（又は予想収量）の比率である。																
水稻の二期作栽培	同一の田に年間に2回作付けする栽培方法をいい、第1回の作付けを第一期稲（一期作）、第2回の作付けを第二期稲（二期作）という。水稻の作付面積、収穫量は第一期稲・第二期稲の合計である。																
茶期区分	茶期は各地方によって異なっており、さらに、その年の作柄や被害及び他の農作業等の関係も加わってこれを明確に区分することは困難であるため、各茶期の区分は通常その市町村の慣行による茶期区分によることとした。ただし、全国的茶期区分は、次の期日による区分を基準とした。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>茶期名</th> <th>区分</th> <th>茶期名</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冬春番茶</td> <td>1月1日～3月9日</td> <td>三番茶</td> <td>8月1日～9月10日</td> </tr> <tr> <td>一番茶</td> <td>3月10日～5月31日</td> <td>四番茶</td> <td>9月11日～10月20日</td> </tr> <tr> <td>二番茶</td> <td>6月1日～7月31日</td> <td>秋冬番茶</td> <td>10月21日～12月31日</td> </tr> </tbody> </table>	茶期名	区分	茶期名	区分	冬春番茶	1月1日～3月9日	三番茶	8月1日～9月10日	一番茶	3月10日～5月31日	四番茶	9月11日～10月20日	二番茶	6月1日～7月31日	秋冬番茶	10月21日～12月31日
茶期名	区分	茶期名	区分														
冬春番茶	1月1日～3月9日	三番茶	8月1日～9月10日														
一番茶	3月10日～5月31日	四番茶	9月11日～10月20日														
二番茶	6月1日～7月31日	秋冬番茶	10月21日～12月31日														
	なお、基準区分でいう一番茶とは3月10日から5月31日までに摘採したものであるが、3月14日以降に整園の目的を兼ねて摘採し、製茶に利用した場合はこれを冬春番茶とし、冬春番茶と秋冬番茶を合計したものを冬春秋番茶とした。																

さとうきび・春植え	(平成16年産の場合) 平成16年2～4月に植付けて、平成16年12月から17年4月に収穫したもの。
・夏植え	"　　平成15年7～9月に植付けて、平成16年12月から17年4月に収穫したもの。
・株出し	"　　前年収穫した株から発芽させて、平成16年12月から17年4月に収穫したもの。
損傷	気象的、生物的、その他何らかの原因が作用したために生じた作物体の異常な状態をいう。
被害	ほ場において、栽培を開始してから収納するまでの間に、気象的、生物的その他異常な環境などによって農作物に損傷を生じ、基準収量より減収した状態をいう。
基準収量	ある被害が発生したとき、その被害が発生しなかったと仮定した場合にとれ得るであろうと見込まれる収量をいう。また、「被害なかりせば収量」という。
被害面積	農作物に損傷が生じ、基準収量より減収した面積で、総数の被害面積は、種類別の被害面積を合計した延べ面積をいう。
被害面積率	被害面積の作付面積に対する割合(百分率)をいう。
被害量	農作物に損傷を生じ、基準収量から減収した量をいう。
被害率	被害量の平年収量(その作物の作付面積 × 10a当たり平年収量)に対する割合(百分率)をいう。

### 3 利用上の注意

#### (1) 数値のラウンドについて

本書に記載した統計数値は各表示単位(ha、tなど)で、数値のけた数に応じてラウンドした。したがって、各数値の積み上げ値と全国計あるいは合計と内訳が一致しない場合がある。ただし、調査結果以外の関係資料の中にはラウンドしないものもある。なお、ラウンドする数値のけた数基準は、次表のとおりである。

統計数値のラウンド基準

原 数	7けた以上	6 けた	5 けた	4 けた	3けた以下
	(100万)	(10万)	(1万)	(1 000)	(100)
ラウンドするけた (下から)	3 けた	2 けた		1 けた	ラウンド しない
例 ラウンドする前 (原数)	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123
ラウンドした数値 (統計数値)	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123

#### (2) 表中記号について

本書の統計表中に使用した符号は以下のとおりである。

- [ - ]・・・事実のないもの
- [ ... ]・・・事実不詳又は調査を欠くもの
- [ 0 ]・・・統計表示の単位に満たないもの
- [ ]・・・負数又は減少したもの
- [ × ]・・・秘密保護上統計数値を公表しないもの

### 4 本統計書についての問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 解析班  
 代表：03(3502)8111 内線 2822  
 直通：03(3501)4502